

電気通信番号計画の一部変更等に関する意見募集の結果

- 意見募集期間：令和6年10月3日(木)から同年11月1日(金)まで

案件番号：145210374

- 意見提出件数：10件（内訳：法人3件、個人7件）

- 意見提出者：

No.	意見提出者（意見提出順、敬称略）		
1	個人A	6	個人F
2	個人B	7	個人G
3	個人C	8	株式会社NTTドコモ
4	個人D	9	一般社団法人テレコムサービス協会
5	個人E	10	楽天モバイル株式会社

電気通信番号計画の一部変更等に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
1. 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放に関する意見		
意見 1		
<p>○ 携帯電話番号の070番号が想定時期より早期に枯渇とのことですが、既に割当てがある090, 080番号を含めて、音声機能のないデータ通信のみの契約回線にまだ相当数これらの番号の割当てがあるものと推測されます。</p> <p>電話番号の有効利用の点からこれらの番号を060番号の割当て前に、020番号に移行させるのが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<p>○ 電気通信番号計画では、主としてデータ伝送役務に使用する場合は、データ伝送携帯電話番号を使用することとしており、また、データ伝送携帯電話番号の創設時に既に主としてデータ伝送役務に使用していた音声伝送携帯電話番号についても、データ伝送携帯電話番号への移行を進めることとしています。詳細は、総務省ホームページ「電気通信番号制度 M2M等専用番号の創設」を御参照ください。</p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/m2m.html</p> <p>今般、070/080/090番号の指定残数の状況等を踏まえ、060番号を音声伝送携帯電話番号として開放しますが、御指摘のとおり、主としてデータ伝送役務に使用している070/080/090番号については、引き続き、データ伝送携帯電話番号への移行を進め、音声伝送携帯電話番号の有効利用に努めるべきと考えます。</p>	無
意見 2		
<p>○ 電気通信番号計画の一部を変更する件、標準電気通信番号使用計画の一部を変更する件について。</p> <p>固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し、060番号の音声伝送携帯電話番号への開放について賛同いたします。</p> <p>固定電話番号のLNPが実現することでモバイルのMNPと同様競争が起き、利用者の選択肢が増えることを願っています。</p> <p>060番号についても現時点でもひっ迫する可能性が高く、今後さらに音声も含めたフルMVNO事業者のサービスが始まるのは間違いなく、番号が枯渇していない時に制度上割り当て可能にすることが必要と考えます。</p>	<p>○ 固定電話番号等における番号ポータビリティに係る規定の見直し及び060番号の音声伝送携帯電話番号への開放について、賛同の御意見として承ります。</p>	無

【個人D】		
意見3		
<p>○ 060は大阪の市外局番（06）と混同されやすく、間違い電話や詐欺電話を誘発する恐れがあるから、まずは040を使うべきである。</p> <p>それでも060を使うのであれば、それにこだわる積極的な理由をきちんと説明すべきである。</p> <p>また、060-4、060-6、060-7は、大阪（06の地域）の市内局番の1桁目で使われている4、6、7と被らないよう、携帯電話番号へ割り当てることを当分控えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人F】</p>	<p>○ 060番号については、現行の携帯電話番号（070/080/090）と隣接していることから、情報通信審議会「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」答申（平成27年12月）において、「将来的に携帯電話番号として使用することを見据えて留保しておくことが適当」とされていました。</p> <p>本変更案は、この平成27年の情報通信審議会答申を踏まえ、060番号を携帯電話番号として開放するものです。</p> <p>060番号の利用開始に向けては、関係事業者と連携し、利用者に混乱を招かないよう周知に努めます。</p>	無
意見4		
<p>○ 本件に関して、060の番号開放に賛成です。ですが、このまま、番号の開放を続けていると、番号が枯渇するので、以下のように運用をしていくことを提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 音声通話ができる機器には、従来どおり 0x0-(4桁)-(4桁) の番号を使用する。 2. 音声通話を伴わない機器については、現在付与されているものは将来的な対応とするにして、060-のあとに、12桁?16桁の番号として、使用する。そのために、060の番号の一定部分を、そのための領域として確保する。 3. 将来的には、音声通話の部分は、070, 080, 090にまとめるものとして、060の開放時に、音声通話の番号には将来的な番号に変更することを周知する。 4. 音声通話を伴わない機器の番号は、将来的に060- にまとめる。 5. ISDNでも使われた「サブアドレス」を積極的に使えるように指導する。1つの建物内での制御に見込めるので、音声通話を伴わない機器に今後積極的に使用できるようにしていく。 <p style="text-align: right;">【個人G】</p>	<p>○ 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放について、賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、電気通信番号計画では、主としてデータ伝送役務に使用する場合には、音声伝送携帯電話番号ではなく、データ伝送携帯電話番号（0200から始まる14桁の番号）を使用することとしています。詳細は、総務省ホームページ「電気通信番号制度 M2M等専用番号の創設」を御参照ください。</p> <p>(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/m2m.html)</p>	無
意見5		

<p>○ 060番号の開放は、利用者利便の向上に資するものであり、見直しの方向性について賛同いたします。</p> <p>○ 一方で実際のお客様への提供開始時期については、携帯電話事業者のみならず、固定電話事業者においても設備対応が必要となるため、音声伝送役務を提供する電気通信事業者全体の対応可能時期を踏まえて決定する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放について、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 060番号の利用開始時期については、御指摘のとおり、関係する電気通信事業者における対応にかかる期間を踏まえて検討する必要がありますと考えます。</p>	<p>無</p>
意見6		
<p>○ 音声伝送携帯電話番号が、契約者に対する音声伝送役務の提供のみならず、利用者個人を識別し認証する手段として様々なサービス提供事業者にも利用されており、それら事業者が0AB/OA0の部分を選択して当該利用者の回線の種別判定に用いている現状を鑑みると、番号指定事業者、番号の卸先事業者（MVNO等）及び利用者のみならず、音声伝送携帯電話番号を顧客管理等に用いている様々なサービス提供事業者に対しても、今回の060番号帯の追加の影響があるものと考えます。</p> <p>つきましては、総務省において規定の見直し後、番号指定事業者に対して最初に060番号の指定がなされた際には、広く周知頂くことを要望いたします。</p> <p>また、最初に060番号の指定を受けた事業者には、当該番号の利用開始までに十分な猶予（例えば1年前等）を確保した上で、自ら又は業界団体等を通じて060番号の利用開始時期を広く周知頂くことが、番号帯追加に伴う利用者理解の促進や円滑な導入を図る観点から求められるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、現状、音声伝送携帯電話番号は様々なサービス提供事業者にも利用されており、こうした利用への影響も認識した上で、060番号の利用開始に向けて、関係する電気通信事業者と連携して、周知に努めてまいります。</p> <p>なお、周知については、利用者へのわかりやすさの観点から、音声伝送携帯電話番号を指定した旨を周知するのではなく、060番号の実際の利用開始時期について周知することを予定しています。この際には、御指摘のとおり、実際の利用開始時期まで一定の期間を確保した上で、周知を行うことを予定しています。</p>	<p>無</p>
意見7		
<p>○ 昨今では、携帯電話（特に音声通話）は最も広く利用されている重要な通信手段となっております。また、その用途は多岐に渡り、音声通話以外にも様々な用途に利用されております。</p> <p>従来の「090」「080」「070」番号も、長い時間をかけてユーザーに浸透してきたものと認識しております。</p> <p>「060」番号は、詐欺等の問題となった「050」番号に隣り合う番</p>	<p>○ 060番号の利用開始に向けて、関係する電気通信事業者と連携して周知に努めてまいります。</p>	<p>無</p>

<p>号であることから社会的影響が非常に大きいものと認識しております。</p> <p>上記の理由から、今回「060」番号が追加されるにあたり、通信会社としてもユーザー周知の努力をいたしますが、総務省においても、広く国民に対し周知徹底にご助力頂けますと幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>2. その他</p>		
<p>意見8</p>		
<p>○ ワイヤレス固定電話の携帯電話網としての電話番号は、番号ポータビリティの対象外なのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>○ ワイヤレス固定電話の携帯電話網としての音声伝送携帯電話番号は、ワイヤレス固定電話を提供する事業者が使用するものであって、番号ポータビリティの活用については、当該事業者の判断になります。</p>	<p>無</p>
<p>意見9</p>		
<p>○ 告示4ページの改正前欄「1 3 略」は「1 3 同左」の誤り</p> <p>○ 告示5ページのデータ伝送携帯電話番号にかかる規定の改正の理由は何か</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、変更前欄の注記の記載を「同左」と修正します。なお、電気通信番号計画の変更部分に係る修正でないため、「修正の有無」については「無」といたします。</p> <p>○ IP網への移行後は、原則として全ての事業者が第一種指定電気通信設備を介さず直接接続することとなるため、「第一種指定電気通信設備との間で」を削除し、単に「データ伝送携帯電話番号に係る呼の接続を行わないこと。」としております。</p>	<p>無</p>
<p>意見10</p>		
<p>○ 今回の計画変更によって、既に番号使用計画の認定を受けている事業者は、施行日までに変更申請をして、認定を受ける必要があるのでしょうか。施行日までの申請や認定が間に合わなかった場合にはどうなるのでしょうか。</p> <p>標準番号使用計画によるみなし認定を受けている事業者は、施行日までにどのような対応が必要でしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人E】</p>	<p>○ 現在認定を受けている事業者は、現在作成している電気通信番号使用計画が変更後の電気通信番号計画の規定を満たしていない場合には、施行日までに変更の認定を受ける必要があります。</p> <p>また、みなし認定を受けている事業者においては、現在作成している電気通信番号使用計画が変更後の標準電気通信番号使用計画と同一でない場合には、施行日までに同一となるよう変更を行う必要があります。</p>	<p>無</p>